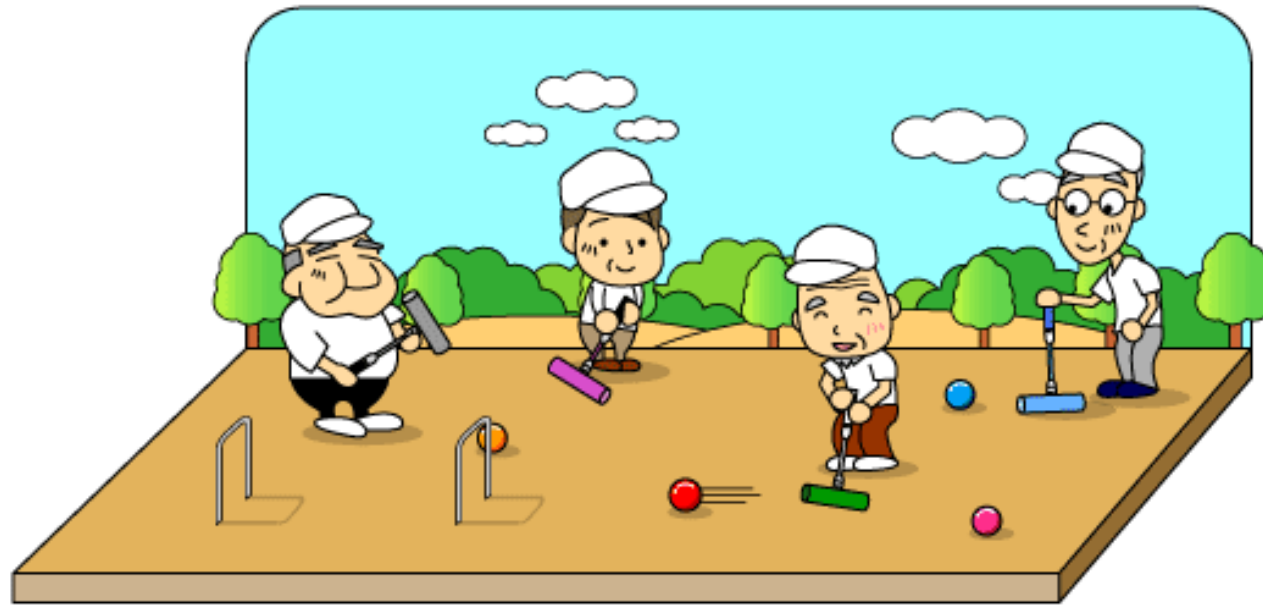


吉川市認知症ケアパス別冊

# 吉川市高齢福祉等サービス一覧



吉川市 いきいき推進課

番号	名 称	内 容	お問い合わせ先	電 話
1	地域包括支援センター	住み慣れた地域で安心して生活できるように、健康・介護・福祉・医療・生活に関する事等の相談を受けています。お住まいの地域によって、担当が決まっています。	第1 地域包括支援センター 第2 地域包括支援センター 吉川平成園 第3 地域包括支援センター	984-4766 981-5811 981-7158
2	ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護を必要とする方が、適切なサービスを受けられるように相談に応じたり、関係機関への連絡・調整をしています。利用者にあったケアプランを作成します。	各居宅介護支援事業所	
3	認知症ケア専門士	認知症ケアに対する専門的な知識と高度な技術を持つスペシャリストです。居宅介護支援事業所などに属し、認知症に関する相談業務の他、介護者のつどい等認知症施策に協力しています。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
4	NPO法人 たすけあい 翁	住民同士の助けあいの理念に基づいて、くらしの訪問（見守り活動など）や介護保険外の介護援助サービスを行っています。またくらしの困りごと相談等を行っています。	NPO法人たすけあい 翁	971-6969
5	疾病管理・重症化予防	どんな年齢や病状であっても、病気を予防、管理することが大切です。からだの主人公はあなた自身です。ご不明な点はどうぞご相談ください。  健康の維持増進（健康診断）、 高齢者インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンなど予防接種に関する事	いきいき推進課高齢福祉係 第1 地域包括支援センター 第2 地域包括支援センター 吉川平成園 第3 地域包括支援センター  健康増進課	982-5118 984-4766 981-5811 981-7158  982-9804
6	生涯学習活動	様々なサークル活動の紹介をしています。また高齢者がいつまでも楽しく生きがいをもって暮らせるように、講座や教室を開催しています。	生涯学習課 中央公民館	984-3563 981-1231
7	老人福祉センター	高齢者の健康維持増進、教養の向上、レクリエーション、さらには広い仲間づくりのための憩いの場です。	老人福祉センター	982-7717
8	老人クラブ活動	地域単位の老人クラブが33あり、会員数は1,442人（平成26年6月現在）となっています。グランドゴルフ等の健康増進活動や、絵手紙などの教養講座を通して、高齢者の社会貢献を促進しています。	老人福祉センター	982-7717

番号	名 称	内 容	お問い合わせ先	電 話
9	シルバー人材センター	働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。	シルバー人材センター	982-7720
10	ボランティア活動	ボランティアに関する様々な情報があります。ボランティアを望む方の活動を一緒に考えたり、サポートしています。	ボランティアセンター	981-7559
11	介護支援ボランティア制度	ボランティアの受入れ登録をしている市内施設で、お茶出しや散歩の補助などボランティアをすると、ボランティア手帳にスタンプが押印される制度。スタンプ数に応じて、換金できます。	社会福祉協議会	981-8750
12	地域型介護予防事業 (地域なまらん体操 サロン)	運動リーダーが中心となり、各地域の特性に合わせた健康づくり活動を行っています。	いきいき推進課高齢福祉係 サロンについては 社会福祉協議会	982-5118 981-8750
13	介護予防教室 (地域包括支援 センター主催)	介護予防の啓発や、健康講座、自宅でも行える運動などについて、各地域に出向いて開催しています。	第1地域包括支援センター 第2地域包括支援センター 吉川平成園 第3地域包括支援センター	984-4766 981-5811 981-7158
14	一次介護予防教室 (いきいき運動教室)	いきいきと元気に過ごすための健康づくりと介護予防を目的とした運動教室です。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
15	二次介護予防教室 (はつらつ教室)	要介護状態になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることを目的とした教室です。基本チェックリストで、要介護状態になる恐れがあると判断された方が対象です。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
16	ふれあいデイサービス	ひとり暮らしまたは日中ひとり暮らしの方で、家に閉じこもりがちなる方のためのデイサービスです。月3回送迎、レクリエーション、給食サービスなどを実施します(お住まいの地区により曜日指定、定員人数あり)。1日150円+食費等実費。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
17	配食サービス	ひとり暮らしまたは高齢者世帯で、調理等が困難な方に夕食を宅配するサービスです。月～金曜日(祝日・年末年始は休み)。1食400円。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
18	ふれあい昼食会	70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、各地域ごとに交流を目的とした昼食会を開催しています。	社会福祉協議会	981-8750

番号	名 称	内 容	お問い合わせ先	電 話
19	緊急時通報システム	ひとり暮らしまたは日中ひとり暮らしの方に、急病や事故などの緊急時に、消防署に速やかに通報できる端末を貸し出します。設置料410円。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
20	乳酸菌飲料配布	65歳以上のひとり暮らし等の方に、見守り活動の一環として、週1回乳酸菌飲料を宅配し、安否確認を行います。	社会福祉協議会	981-8750
21	買い物支援サービス	ひとり暮らしまたは高齢者世帯で、買い物が困難な方に、生活協同組合の宅配を利用し、日常生活品や食料品を自宅まで届けるサービスです。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
22	日常生活サポートサービス	一人暮らしなどの理由で、日常生活に不安のある方への家事援助サービスです。1時間80円。介護認定を受けていない方が対象です。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
23	生活安心ヘルプサービス	社会福祉協議会のヘルパーによる家事援助サービスです。身体介護はできません。介護認定の結果「非該当」の認定を受けた方が対象です。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
24	くらしアップデイサービス	市内で介護保険のデイサービスを行っている事業者（※）の中から、事業所を1カ所選び、介護保険と同等のデイサービスを受けることができるサービスです。介護認定の結果「非該当」の認定を受けた方が対象です。 ※事業者：特別養護老人ホーム「平成園」「ききょう苑」、デイサービス寿々喜	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
25	生活支援ショートステイ	介護保険のショートステイと同じサービスが受けられます。介護認定の結果「非該当」の認定を受けた方が対象です。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
26	寝具洗濯乾燥サービス	ひとり暮らしまたは高齢者世帯の要介護1～5で、布団干しや洗濯が困難な方に対するサービスです。乾燥は1回240円（年8回まで）、洗濯は1回600円、ベッドマット洗濯は1回800円（年2回）まで受けられます。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
27	訪問理美容サービス	要介護4、5で、在宅の65歳以上の方に対し、理髪店等がご自宅に訪問し、散髪等を行います。散髪等の代金は自己負担となります。	社会福祉協議会	981-8750
28	位置情報提供サービス	徘徊のある要支援1～要介護5の方に対し、24時間体制で位置情報の検索ができる端末を貸与するサービスです。加入料3,000円（税別）。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
29	外出支援サービス	要介護3～5と認定された市民税世帯非課税で在宅の方に対し、市内の一般タクシーやストレッチャー付介護タクシーが本人負担1割で利用できる券を発行します。月16,000円を超えた分は自己負担になります。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118

番号	名 称	内 容	お問い合わせ先	電 話
30	介護支援用品の支給	要介護4、5と認定された市民税世帯非課税で在宅の方に対し、介護に必要な用品（おむつ、ドライシャンプーなど）と交換できる利用券を発行します。月額6,000円（税別）を超えた分は自己負担になります。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
31	日常生活用品給付 （紙おむつ）	在宅で生活している社協会員（世帯）の方で、障がいや高齢に伴って紙おむつを必要としている方に、紙おむつを支給します。利用料金月600円（社協会員1年目の方は、月1,200円）	社会福祉協議会	981-8750
32	日常生活用具の 給付・貸与	①ひとり暮らしなどの方に、火災警報器、自動消火器（賃貸住宅は所有者の承諾が必要）、電磁調理器、老人用電話（電話加入権の貸与）を給付・貸与するサービスです。所得に応じ、自己負担額が異なります。  ②介護認定を受けていない方に対し、介護予防のため歩行支援用具、入浴補助用具、腰掛便座を給付するサービスです。年1回9万円を上限とし購入額の9割を市が補助します。申請にあたっては、地域包括支援センターの訪問が必要です。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
33	日常生活用品の貸与	在宅で生活している社協会員（世帯）の方で、障がいや高齢に伴ってベッド、車いすなどの福祉用品を必要としている方に貸与します。用具の種類によって、貸出要件や利用料金が異なります。	社会福祉協議会	981-8750
34	在宅高齢者 介護支援手当	6か月以上寝たきりの状態にある、65歳以上の所得税世帯非課税の方に対し、4か月に1回、月4,500円を支給します。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
35	高齢者世帯賃貸住宅 家賃助成	賃貸住宅の家賃が月額3万円以上で、2年以上市内在住のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、市民税世帯非課税の方に対し、月4,500円を上限とし、家賃月額3万円を超えた額を助成します。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
36	福祉施策利用者負担金 減額認定	高齢福祉サービス（日常生活サポートサービス、ふれあいデイサービス、生活安心ヘルプサービス、くらしアップデイサービス、生活支援ショートステイ、寝具洗濯乾燥サービス）の利用者負担について、介護保険料第1段階の方に対し、利用者負担の7割、または5割を減額します。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
37	介護保険給付サービス 負担金補助	介護保険サービスの利用者負担について、介護保険料第1段階の方に対し、利用者負担の7割、または5割を補助します。	いきいき推進課介護給付係	982-5119

番号	名称	内容	お問い合わせ先	電話
38	障害者・特別障害者控除	要介護認定を受けている65歳以上の方で、身体障がい者または知的障がい者に準じる方に、所得税・地方税の控除を受けるための認定書を発行しています。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
39	公衆浴場無料入浴券	65歳以上の方に対し、市内公衆浴場（松乃湯）を無料で利用できる券を支給します（申請月から3月分までの月数×4枚）。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
40	公共施設無料利用証	市内在住の70歳以上の方に対し、市内公共施設の利用料が無料となる利用証を交付します。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
41	認知症カフェ （なまりんオレンジ カフェ）	認知症の人とその家族、地域住民の方々など、誰でも参加し集う場です。専門職も参加していますので、認知症のことや医療、介護のこと、日々の生活で心配なことなどを相談できます。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
42	介護者のつどい	介護者の困っていることや、知りたいこと等への知識を深めるために、講習会などを行います。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
43	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受けた方です。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援しています。吉川市には約2,718名のサポーターがいます（平成27年2月末現在）。受講された方には、認知症サポーターの目印となる「オレンジリング（ブレスレット）」を配布しています。	いきいき推進課高齢福祉係	982-5118
44	見守りネットワーク	タクシーやバス会社、その他居宅介護支援事業所などと協力し、高齢者の徘徊やその他の異変について見守っています。現在47事業所と協定を締結しています（平成27年2月末現在）。また、民生委員や自治会長、近所の方々など、地域の皆さんが見守っています。	社会福祉課地域福祉係	982-9548
45	あんしんサポート ねっと	一人で生活していくには不安がある高齢者や知的障がい・精神障がい等支援が必要な方に、福祉サービス手続きや金銭管理などを行います。援助の内容により、利用料金が異なります。	社会福祉協議会	981-8750
46	成年後見制度	判断能力が十分ではない高齢者等の権利や財産、くらしを守るための制度です。この制度を使うためのお手伝いをします。	いきいき推進課高齢福祉係 第1地域包括支援センター 第2地域包括支援センター 吉川平成園 第3地域包括支援センター	982-5118 984-4766 981-5811 981-7158

介護保険のサービス（介護認定を受けている方）：ご利用については、ケアマネジャーにご相談ください。

【住宅環境を整える】

番号	名称	内容	お問い合わせ先	電話
47	住宅改修費支給	日常生活の自立のために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした際に、改修費を補助します。	いきいき推進課介護給付係	982-5119
48	福祉用具貸与	日常生活の便宜をはかり、自立を助けるため、歩行器や特殊寝台など特定の福祉用具をレンタルします。	いきいき推進課介護給付係	982-5119
49	福祉用具販売費	ポータブルトイレ、入浴補助用具などの福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入した際に、購入費を補助します。	いきいき推進課介護給付係	982-5119

【施設に通って利用するサービス】

番号	名称	内容	お問い合わせ先
50	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設などで、食事、入浴などの介護、生活などに関する相談に対する助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や、機能訓練などを日帰りで受けられます。	各居宅介護支援事業所
51	通所リハビリ (デイケア)	介護老人保健施設や病院などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを日帰りで受けられます。	各居宅介護支援事業所
52	認知症対応型通所介護	認知症の要支援、要介護者が通所介護施設などで、食事、入浴などの介護や、その他必要な日常生活上の世話などを日帰りで受けられます。	各居宅介護支援事業所

## 【訪問してもらい、利用するサービス】

番号	名 称	内 容	お問い合わせ先
53	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において掃除や食事の準備、洗濯などの生活援助や、排泄、入浴の介助などの身体介護を受けられます。なお生活援助については、ひとり暮らし又は同居家族などが障がいや疾病などのため、本人や同居家族が家事などを行うことが困難な場合のみ利用できます。	各居宅介護支援事業所
54	訪問入浴	居宅において、専門の浴槽(移動入浴車)を使用し、介護職員や看護職員から入浴の補助が受けられます。	各居宅介護支援事業所
55	訪問看護	疾患などを抱えている方が居宅において、看護師などから療養上の世話や診療の補助が受けられます。	各居宅介護支援事業所
56	訪問リハビリテーション	通所が困難又は居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリを、居宅において受けられます。	各居宅介護支援事業所
57	居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから居宅において、療養上の管理及び指導が受けられます。	各居宅介護支援事業所
58	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、24時間いつでも定期巡回と随時対応により訪問介護と訪問看護を受けられます。要介護1～5の方が利用できます。	各居宅介護支援事業所

## 【一時的に施設に宿泊する】

番号	名 称	内 容	お問い合わせ先
59	短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームや短期入所生活介護施設などに短期間入所し、介護サービスやその他の日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。	各居宅介護支援事業所
60	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話などが受けられます。	各居宅介護支援事業所



## 【その他施設サービス】

名 称	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護3以上の方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられる施設です。
介護老人保健施設	病状が安定した方が入所し、医師や看護師、介護福祉士などから在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師などから看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などの特定の施設(要届出)に入居する要支援・要介護者が、入浴・排泄・食事などの介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練などが受けられる施設です。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要支援・要介護者が、身近な施設(グループホーム)において共同生活を送りながら、家庭的な環境のもとで食事、入浴などの介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練などが受けられる施設です。要支援2以上の方が利用できます。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	入所定員が30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、食事、入浴などの日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。要介護3以上の方が利用できます。